

厚生労働省発健生 0319 第 15 号
令和 6 年 3 月 19 日

食品安全委員会
委員長 山本 茂貴 殿

厚生労働大臣 武見 敬三
(公 印 省 略)

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記の事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）に定める器具及び容器包装の規格を別紙のとおり改正すること。



食品、添加物等の規格基準に定める器具及び容器包装の規格の一部改正について

(食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下「法」という。)第18条第3項の政令で定める材質(合成樹脂)の原材料であって、これに含まれる物質のうち、令和2年6月1日よりも前に使用されている物質に関する規格基準の改正)

I. 経緯及び趣旨

法第18条第3項の政令で定める材質(合成樹脂)の原材料であってこれに含まれる物質のうち、食品衛生法等の一部を改正する法律(平成30年法律第46号)の施行日である令和2年6月1日よりも前に使用されている物質(以下「既存物質」という。)に関する規格の改正については、令和5年4月13日付け厚生労働省発生食0413第1号(以下「前回諮問」という。)により食品健康影響評価について食品安全委員会の意見を求め、令和5年6月7日付け府食第372号により、食品安全基本法(平成15年法律第48号)第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められるとの回答をいただき、その後、令和5年11月30日に食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(令和5年厚生労働省告示第324号)によって告示した(令和7年6月1日施行)。

今般、詳細情報や一定の安全性の確認に時間がかかったもの等、前回諮問までに整理が完了していなかった物質及び材質区分別使用制限の変更についての整理が完了したため、食品安全委員会に対し、II.の改正内容について食品健康影響評価を依頼する。なお、これらの既存物質に関する個別の食品健康影響評価については、別途依頼する予定である。

II. 改正内容

法第18条第3項の政令で定める材質(合成樹脂)の原材料であって、これに含まれる物質についての規格を定めた規格基準告示「第3 器具及び容器包装」の「A 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料一般の規格」の8で定める別表第1を改正し、整理が完了した物質を追加等すること。

III. 今後の方針

食品安全委員会からの答申を受けた後、パブリックコメント等の改正に係る所要の手続きを進める。

